

第6章 計画の推進方策

第
6
章

6-1 推進体制の整備

計画を推進していくためには、市民・事業者・学生・行政など多様な主体が連携し、それぞれの立場から、自らの環境を自らで守るための役割分担をして進めていく必要があります。各主体が協働して計画を推進していくような体制づくりを進めます。

(1) 京田辺市環境基本計画推進委員会

環境基本計画の推進に関して必要な事項を審議する諮問機関として平成26（2014）年4月1日に設置されました。計画の推進にあたり、施策の進捗状況などをもとに、必要な事項について審議を行います。学識経験者や市民団体の代表、事業者、公募市民などで構成されており、環境基本計画の進捗状況について報告を受け、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を図ります。

(2) 庁内体制

本市では、平成20（2008）年9月に「環境改善への決意（環境宣言）」を制定し、京田辺市役所は、行政サービス及び事務事業に係わる全ての活動の環境影響を低減するため、環境マネジメントシステム（KES）に取り組み、環境マネジメント活動を推進し、地球環境との調和を目指しています。

市が取り組む環境関連施策・事業は、環境部局を中心に、府内で一体的に推進していくため、関係部局と連携し、総合的・横断的な調整を行い、計画的な推進を図るとともに、市が実施する施策を講じます。

(3) パートナーシップによる取組の強化

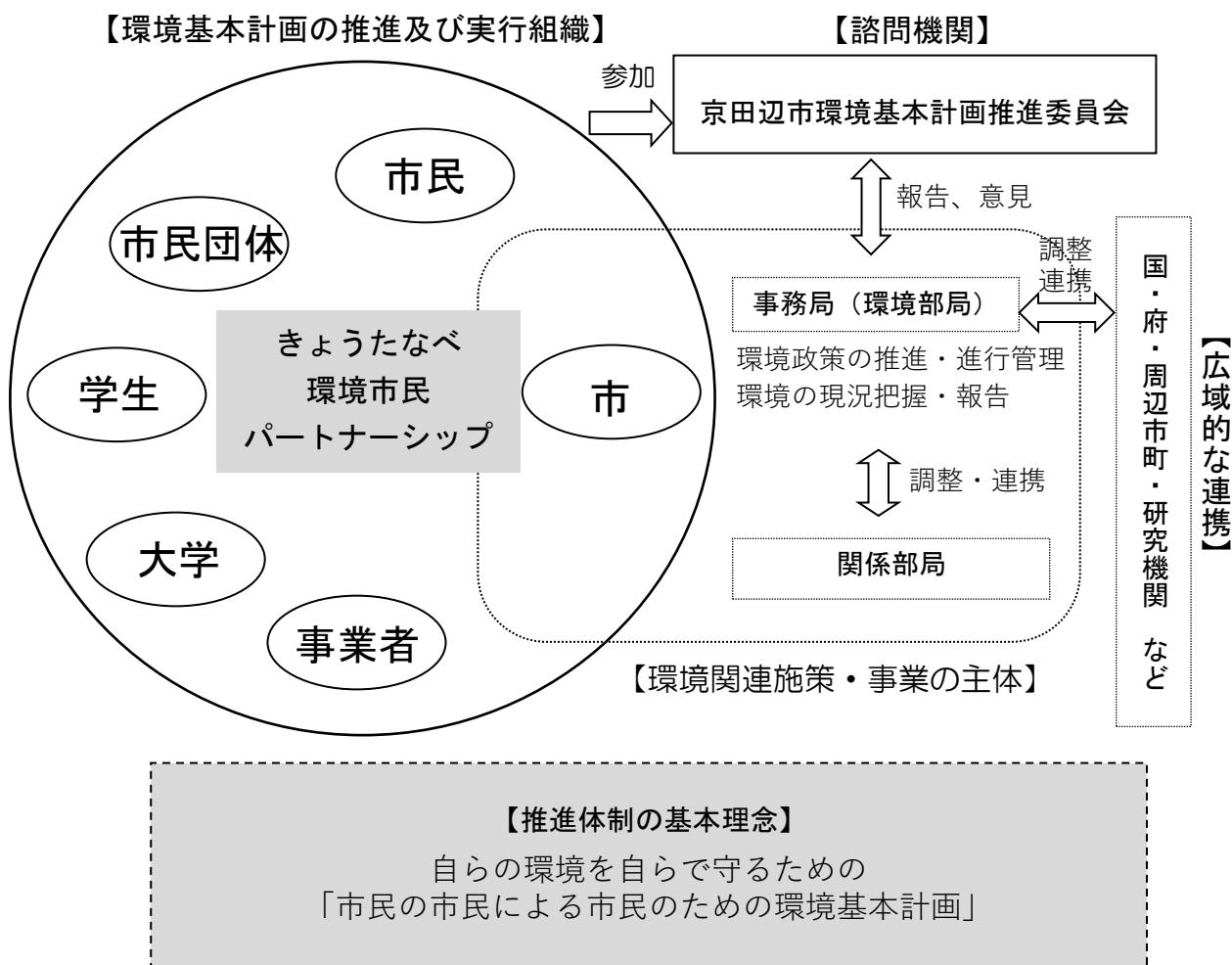
京田辺市環境基本計画を推進するため、市民、学生、事業者および市が連携・協働して、環境の保全と創造に向けて取り組むことにより、良好な地域の環境の確保と地球環境保全に貢献し、「市民の環で環境を守り育てるまち 京田辺」の実現に寄与することを目的に、きょうたなべ環境市民パートナーシップを平成18（2006）年2月に設立しました。同計画の推進及び実行組織となり、必要に応じて部会や活動チームを編成し、環境活動を進めています。

第2次京田辺市環境基本計画（改訂版）を推進する上でも、引き続き、協働とパートナーシップに基づき、これまでの実績も活かしながら、多様な主体と協力・連携して推進できる体制づくりを進め、市民・事業者・学生・行政が一体となって推進します。今後は、人材の育成に努めるとともにこれまでの取組を強化し、環境行動や実践につなげます。

(4) 広域的な連携体制

環境問題は市域を越えた広域的な取組を必要とするとともに、専門的・技術的な知識や新しい情報が必要となります。したがって、国や府、周辺市町などの関係機関や、大学などの研究機関との連携を図りながら、計画の推進に努めます。

図表 6-1：計画の推進体制



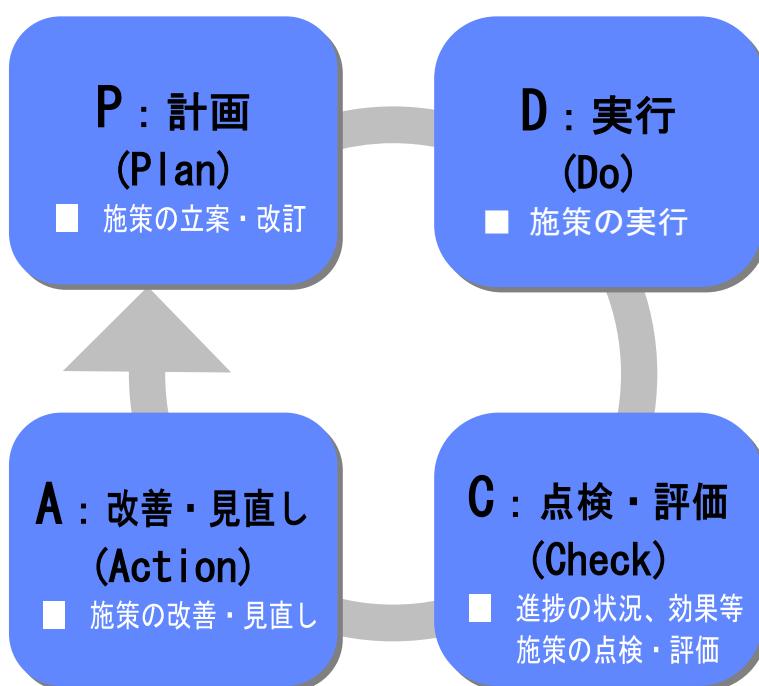
6-2 計画の進行管理

(1) 進行管理の基本的な考え方

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況を点検・評価し、その効果を評価する中で、適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行は、環境マネジメントシステムの基本的なPDCAサイクル「計画→実行→点検・評価→改善・見直し」に則った形で管理します。

図表 6-2：計画の進行管理



(2) 進捗状況の把握と公表

施策の進捗状況を把握し、計画の進行状況を点検・評価・公表します。その際は、目標の進捗状況の評価に加え、施策の進捗なども対象とし、定量的な評価とともに定性的な評価についても実施します。さらに、市民、市民団体及び事業者などが行った環境活動の状況を踏まえるとともに、環境に関する市民や事業者の意識の変化や社会情勢の変化など、本市の環境を取り巻く状況を踏まえた反映に努めます。

(3) 計画の見直し

本計画の計画期間は、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度の10年間です。令和6(2024)年度を目標年次とし、計画の最終年度を目処に見直しを行います。